

## 国立病院機構佐賀病院開放型病院実施要綱

### (目的)

第1条 国立病院機構佐賀病院(以下「病院」という。)は、地域中核病院としての従来の責務に加えて、患者中心の一貫性のある医療及び協定医師会会員の生涯研修のために、病院の開放、高度医療機器の共同使用、並びに相互の医学研修など病診連携によりさちに充実した医療を地域住民に提供することを目的とする。

### (登録医)

第2条 開放型病院の利用を希望する医師は、協定医師会会員とする。

2 登録期間は1年とする。

3 登録更新は毎年4月とし、双方に異存がないときは自動更新するものとする。

### (身分)

第3条 登録医は、病院の組織には所属しない。

### (責務)

第4条 登録医は、病院の諸規則、規程を遵守するものとする。

2 病院の主治医は、診断治療の責任をもつものとする。

### (紹介入院の手順)

第5条 患者の紹介、入院の手順及び入院の可否の決定は、病院の医長又は主治医と登録医の合意によるものとする。

### (診療)

第6条 登録医は、病院の医長又は主治医との連携のもとに、紹介した入院患者を診察し、検査や治療に参加することができる。ただし、次の事項を遵守するものとする。

(1) 診察のために来院するときは、医事部門(時間外は医事当直)に備付けの名簿に所定事項を記入するものとする。

(2) 診察を行うときは、所定の名札を着用するものとする。

(3) 診療に際して医長又は主治医を介して病院職員に対して指示する事ができる。

(4) 診療時間は、原則午前8時30分から午後8時までとする。

(5) 共同指導に際しては登録医及び主治医が患者の承諾を得て行うこととする。

(6) 登録医が指導等を行った場合は、診療録に記載するものとする。

### (退院の手順)

第7条 患者の退院に際し、病院の主治医は必要に応じ、登録医と退院後の治療方針について協議する。また、登録医は病院の主治医から入院経過及び結果の報告を受けるものとする。

### (支援)

第8条 病院は、登録医の院内活動を支援し、便宜を図らなければならない。

### (開放型病院運営協議会)

第9条 開放型病院の運営を円滑に行うため、開放型病院運営協議会を設置し、要綱の改正及び運営管理に関する事項を協議する。

附則この要綱は、平成15年9月1日から施行する。